

意見書第5号

子どもの医療費助成拡充に伴う財政負担に関する意見書

知事が「県内どこに住んでいても等しく医療サービスを受けられる仕組みが望ましい」と述べ、県として医療費助成制度の対象を18歳まで引き上げると表明した。子どもの医療費助成は、少子化対策・子育て支援策として有効な政策であり、全国的にも拡充が広がっている。本来は「異次元の少子化対策」を強調する国の政策として、財政的にも下支えをすることが望ましい。

今回の知事提案は、「就学前の子ども」に対しては現行通り県と市町が2分の1負担で完全無料、「15歳から18歳まで」は、1レセプト500円の自己負担を前提としながら県が全額負担、残る小・中学生については、市町の負担とする考えを示している。

知事提案に対して、県内市町の首長からは「ゼロ歳児から18歳まで、県と市町が連携して負担すべき」との声が多く出されている。

そこで、以下の対応を求める。

記

1. 県が小・中学生を含めて18歳までの医療費を負担する（県が2分の1、市町が2分の1）。
2. 地方自治体の医療費助成について国の財政支援を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月1日

提出先 滋賀県知事

奥村幹郎議員から賛成討論がありました。

全員賛成で可決

意見書第6号

滋賀県立小児保健医療センターのベッド削減の中止を求める意見書

滋賀県は、第五次滋賀県立病院中期計画のなかで、「令和7年1月に総合病院と小児保健医療センターを統合し、一体的に運営すること」をめざし、今年度中にその整備計画の再検討を行う、としている。そのなかで現在100床ある小児保健医療センターの病床数を38床程度に減らす計画が具体化されようとしている。

1994年に開院した小児保健医療センターは、滋賀県唯一の小児専門病院として、一般医療施設で対応が困難な重度障がい児の専門的な医療ケアなどを提供するなど、医療・保健・療育・福祉サービスの中核機関として、子どものいのちと健康を守る中心的役割を果たしてきた。また、新型コロナウイルス感染症のもとでは、障がい児のためのコロナ病床も確保してきた。第五次中期計画の基本方針には「命と健康を守り、県民に信頼される病院」を基本理念としている。

今回の病床削減は、この基本理念にも逆行するものであり、保護者からも「難治・慢性疾患の子どもをもち、こちらの病院でしか診ていただけない子どもが大半いる」「何も知らされないまま、病床削減されたら困る」などの声があがっている。病院事業庁は病院職員に病床削減案を説明されたが、入院治療している子どもらの保護者や県民には、全体計画を明らかにしていない。

政策医療・不採算医療だからこそ、県が担う役割が大きい。

よって、小児保健医療センターのベッド削減計画は中止すること。また検討内容を県民に説明し、広く意見を聞く機会を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月1日

提出先 滋賀県知事

藤川みゆき議員から反対討論、松井圭子議員から賛成討論がありました。

※反対討論において、上記の文面には「100床ある小児保健医療センターの病床数を38床程度に減らす計画と書かれているのですが、滋賀県議会の令和2年11月県議会定例会議厚生・産業常任委員会で報告された資料に基づきますと、38床ではなく、68床と記されているので、意見書にある削減数の誤り」との指摘がありました。

賛成少数で否決